

アットエアコン エアコン修理 7年・5年保証 規約 (改訂 2024/1/26)

一般購入者様用

◆ルームエアコン修理 7年・5年保証基準

本保証は株式会社アットエアコン(以下「当社」といいます)でセパレート型家庭用ルームエアコン本体を取付工事とセットでご購入いただき、取扱説明書、本体貼付ラベルなどの注意書に従った正常な使用状態で生じた故障を保証期間内に申し出られた場合、以下の項目に基づいて当社が無償で修理を行うことをお約束するものです。本保証は、直接金銭のご提供によって保証するものでは無い事を予めご了承ください。なお、本保証書に記載のない事項については対象商品のメーカー修理規定に準じます。また、当社に修理をご依頼される場合、本保証規約を承諾していただいたものとします。

◆当保証とメーカー保証の関係

当保証の保証期間にはメーカーの保証期間 1年間(冷媒回路は 5年間)が含まれています。当社は、対象商品設置日に始まるメーカー保証期間 1年間(冷媒回路は 5年間)が終了した日の翌日から始まる本保証期間中に故障した場合に、修理業務及び修理に付随する一連の業務を行い、修理費用及び修理に係る部品代を当社が負担します。当保証はエアコンメーカーが定める部品の保有期間が変更する場合、当保証期間も変更することがあります。

◆リモコンについて

リモコンの保証はメーカーの保証期間 1年間とします。

◆保証限度額について

本保証はお買上げ時のエアコン本体価格(工事代は含まず)を累積限度額とし、メーカーサービスの修理金額が限度額に達するまで保証期間中何度でもご利用いただけます。

◆保証の請求権

本保証の請求権者は、対象商品の所有者であることを原則とします。

◆保証の失効

所有者又は入居者が一度でも当社以外の工事業者による商品の移動、移設工事及び設置状況の変更や加工をした場合などの事実を当社が確認した場合は、本保証の対象外となり、なおかつ保証自体が失効します。本保証を受ける権利について、第三者への譲渡、移転、質権の設定、その他の担保に供する等の行為はできないものとします。

◆保証対象外

以下の場合の損害及びそれに関連してかかる費用は本保証の対象となりません。1 メーカー

が指定する条件外のご使用上の誤り(取扱説明書及び本体貼付ラベル等の注意書以外の使用)に起因して生じた損傷、故障、及び不当な修理、加工、改造による故障及び損傷 2 店舗、事務所(商用利用)でのご利用 3 修理着手後に当社に本保証についてお申出された場合 4 能力不足と判定した場合 5 当社及びメーカーサービスが定めるサービスエリア外の遠方出張費や営業時間外対応に発生する割増料金や特別料金 6 エアコン標準工事の範囲外の追加工事費用(室外機架台設置料金・二人作業費・高所設置・玉掛・クレーン車使用・足場組立てなど)や修理に伴う建物躯体の修理・修復 7 定期点検 8 異常電圧、指定以外の使用電圧、周波数による故障及び損傷 9 ホコリやタバコのヤニ等、汚れなどに起因して生じた故障及び損傷、清掃・洗浄費用 10 既設の隠蔽配管が原因の故障 11 消耗部品(別項参照)の調達・交換及び調整・修復 12 自然損耗、摩滅、サビ、かび、むれ、腐食、腐敗、変質、変色、水没、電池の液漏れ、破損、その他類似の事由又はねずみ食い、虫食いなどに起因して生じた故障及び損傷の保守・交換・修復作業 13 天災地変(地震、噴火、津波、地盤変動、風水害、落雷、塩害、公害等)、火災、などに起因して生じた故障及び損傷 14 差押え、徴発、没収、破壊等国又は公共団体の公権力の行使、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装蜂起その他これらに類似の事変又は暴動によって起きた故障及び損傷 15 核燃料物質、爆発性物質、放射性物質、病原性ウイルスもしくはその他の有害な特性によってそれに汚染されたもの 16 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 10 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者が使用している場合。

◆間接損害

保証商品の直接的損害以外の以下のような間接損害は本保証の対象外です。1 保証商品の瑕疵、故障又は損傷に起因して生じた身体障害。(障害に起因する死亡を含みます。) 2 保証商品の瑕疵、故障又は損傷に起因して他の財物(ソフトウェア・記憶データ等を含みます。)に生じた故障、損傷もしくは汚損等の損害。3 保証商品の故障又は損傷に起因して、保証商品、その他の財物が使用できなかったことによって生じた損害。4 保証商品の故障に起因した営業補償等の二次的補償。5 対象商品が記憶装置を持つ商品である場合、修理を行なうにあたって記憶されているデータの消去が必要と判断される場合には、当社はおお客様への事前通知なしにデータを消去することができるものとします。なお、消去したデータ自体及び消去したデータの復旧に係る費用に関しては、本保証の対象とはなりません。6 修理不能により代替品を提供した場合の旧商品及び修理の際、交換した部品は返却いたしません。なお、代替品についての保証期間は、旧商品の残存期間とします。

◆出張訪問について

出張訪問は当社及びメーカーサービスの定める営業日での対応となります。指定休日、年末年始は除外します。また、交通事情、天変地異などによる訪問時間の遅れ、修理依頼のピーク期(夏季・冬期)、その他の事情により、早急に訪問できない場合があることを所有者は予め了承

するものとします。

◆保証期間内の修理依頼～修理代請求の流れ

①当社へお電話でお申し出下さい。TEL0120-101-883

↓

②アットエアコンからメーカーサービスに修理依頼

(お客様情報を弊社からメーカーサービスにお伝えすることをご了承ください)

※不具合の内容によりメーカーサービスではなく工事担当者が対応する場合がございます

↓

③メーカーサービスからお客様に連絡が入りますので訪問日の打ち合わせをお願いします

↓

④メーカーサービスが修理訪問(部品在庫が無い等、複数回の訪問になる場合があります)

↓

⑤修理完了 保証適用範囲の故障の修理代はアットエアコンが負担します(無料)

保証対象外の場合:お客様負担となります

メーカーサービスまたは弊社から請求書が届きますので期日までにお支払いください

◆免責事項

保証が長期にわたるため、業界情勢の影響により様々な変更事項が生じる場合がある事をご承諾ください。

最新の規約は <https://www.aircon.co.jp/img/kiyaku/userhosyo.pdf>

または下記 QR コードから読込、ご覧いただけます。



以上

株式会社アットエアコン 愛知県名古屋市中村区中村町 2-99-2 TEL 052-414-4451